

指定廃棄物の処理を令和6年度から開始します

現在、福島第一原発事故に由来する放射性物質に汚染された指定廃棄物を、前橋水質浄化センターに保管しています。更新事業及び保管庫の移設を控える本市の要請に基づき、令和5年2月から実施された環境省による放射能濃度の再測定の結果は、下表のとおりです。8,000Bq/kg以下の廃棄物は、第3回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議で確認された基本方針に則り、段階的処理を行います。

なお、依然8,000Bq/kgを超える指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、引き続き適正に保管を継続します。

1 測定結果

	濃度	量	種類
測定結果	8,000Bq/kg 以下	302.0 t ※処理対象	焼却灰、溶融スラグ
	8,000Bq/kg 超	40.8 t	焼却灰、ばいじん
指定廃棄物の総量		342.8 t	焼却灰、ばいじん、溶融スラグ

2 処理時期

令和6年度中

3 処理先

県外処理を予定

※処理委託先の法人等に関する情報は、前橋市情報公開条例の非公開情報に該当するため、非公開とします。

本件に関するお問い合わせ先

下水道施設課

電話 内線 / 82-920・82-924
直通 / 027-221-7524